町田市告示第３３１号

町田市市税条例（昭和３６年１２月町田市条例第２３号。以下「条例」という。）第６条の２第１項（災害等による期限の延長）の規定により、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長することについて、条例第６条の２第２項の規定に基づき告示する。

２０２４年2月１４日

町田市長　　石　阪　丈　一

市税の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。）が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該市税の納期限等が２０２４年1月１日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

指定地域
富山県、石川県

掲示期限:2 月 28 日